

平成30年司法試験 租税法 第1問

問題文

1 甲株式会社（以下「甲社」という。）に会社員として勤務するXは、かねてからのギャンブル好きが高じ、甲社からの給与収入だけでは生活費にすら事欠く状態となり、消費者金融会社等から借金をしては、これをギャンブルや利息の返済に充てることを繰り返す自転車操業状態に陥っていた。

Xは、そのような折りのある日、大金をつぎ込んだギャンブルに失敗し、腹いせに酒を飲んだ後、自動車を運転して帰宅途中、ハンドル操作を誤り、バイク及びトラックと相次いで衝突する交通事故を起こした（以下「本件事故」という。）。

本件事故により、バイクを運転していたAが怪我をしたほか、A所有のバイク及びB株式会社（以下「B社」という。）所有のトラックが破損する被害が生じた。

2 Aは、取引先から仕入れた弁当をバイクで宅配する事業を個人で営んでおり、本件事故時はその日の弁当の配達を全て終えて事務所に戻る途中であった。

Aの宅配用のバイクは、本件事故当日に修理が完了し、翌日からの弁当の配達に使うことができる状態となったが、Aは、通院して治療を受けるため完治までの間に合計5日間にわたり弁当の宅配業を終日臨時休業せざるを得なかった。

Aは、通院治療の費用として10万円、宅配用のバイクの修理費用として10万円をそれぞれ支出した。また、Aの1日当たりの平均的な利益を基に算出した5日の休業補償として相当な金額は10万円であった。

Aは、Xとは以前からの知り合いであったことから、Xのためを思い、人身事故よりも行政処分や刑事処分が軽い物損事故として警察に届け出ていたが、損害賠償金は多めにもらってやろうと考え、Xに対し、「30万円払ってもらえば実費の弁償としては足りるのだが、怪我のことを警察に黙っていてやったのだから、後はそっちで考えてほしいな。」と告げた。

Xは、物損事故として届け出てくれたAに恩義を感じていたことから、慰謝料を考慮に入れても損害賠償金としては明らかに多いとは思いつつ、Aに対し、「10万円払おう。」と申し出たところ、Aがこれを承諾したので、「Xは、Aに対し、本件事故の損害賠償金として100万円を支払う。」と明記した示談書をAと取り交わし、100万円をAに支払った。

3 B社は、Xに対し、本件事故直後から、訴訟外で、トラックの修理に要した費用の賠償として400万円の支払を求めていたが、Xは、言を左右にして支払を拒んでいた。

Xは、飲酒運転により本件事故を起こしたことを理由に甲社から懲戒解雇された後は定職に就かず、時折アルバイトやギャンブルで収入を得るほかは無収入で、銀行に30万円の定期預金（以下「本件定期預金」という。）があるほかは、他にみるべき資産も有していない状態であった。

B社は、一時はXを被告とする損害賠償請求訴訟の提起を弁護士に依頼することも検討したが、Xの経済状態が好転する兆しなく、仮に勝訴判決を得てもXが任意に支払に応じる見込みはない上、本件定期預金に対する強制執行の手続を探って

も、訴訟及び強制執行手続を依頼した弁護士に対する費用や報酬の支払に少なくとも40万円を要すると見込まれた。

そこで、B社は、トラックの修理費用の回収を断念し、本件事故の翌事業年度において、400万円の損害賠償請求権の全額を貸倒損失として経理処理した。

以上の事案について、以下の設間に答えなさい。

なお、保険金（いわゆる自賠責保険及び任意保険に基づくもの）の支払はないものとする。

〔設問〕

1. Aの精神的苦痛に対する慰謝料としてはせいぜい15万円が相当であったとした場合、AがXから損害賠償金として受け取った100万円について、所得税法における所得の概念を踏まえつつ、Aが所得税を課税される範囲を説明しなさい。
2. B社が貸倒損失として経理処理した400万円について、参考となる最高裁判所の判決の内容を指摘しつつ、B社の法人税の計算上、その全額を損金の額に算入することができるか否かを論じなさい。

（参照条文）所得税法施行令

（非課税とされる保険金、損害賠償金等）

第30条 法第9条第1項第18号（非課税所得）に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）は、次に掲げるもののその他これらに類するもの（これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする。

- 一 （前略）心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかつたことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む。）
- 二 （前略）不法行為その他突發的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（これらのうち第94条（事業所得の収入金額とされる保険金等）の規定に該当するものを除く。）
- 三 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金（第94条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。）

〔改題：参照条文を法改正で改めている。〕

解説

第1 現場における思考過程

1 設問1

(1) 所得税法における所得の概念

所得税法は、包括的所得概念を採用しており、課税期間内における純資産ないし経済力の一切の増加を所得として課税すべきとする考え方方に立っている。

そして、損害賠償金については、損害を填補する性格のものであって、純資産の増加をもたらすものではないから、政令で定める要件を充足する場合には非課税とされている（所税9 I ⑯）。

(2) Aが所得税を課税される範囲

A X間の示談書においては、本件事故の損害賠償金として100万円を支払うとされており、これが所得税法9条1項18号の「損害賠償金……で、……政令で定めるもの」に該当するのであれば、同号により非課税所得となる。

もっとも、この損害賠償金の内訳をみると、①治療費10万円、②バイクの修理費用10万円、③休業補償相当額として10万円、④Aの精神的苦痛に対する慰謝料相当額として15万円の損害に対する賠償金が含まれているとみることができる。そのため、上記の100万円については、上記①ないし④と、⑤その他の55万円とに分類することができる。したがって、同号により非課税所得となるかについても、①ないし⑤ごとに判断すべきことになる。

ア ①治療費10万円部分

治療費については、「心身に加えられた損害につき支払を受ける……損害賠償金」（所税令30①）に該当する。

イ ③休業補償相当額の10万円部分

Aは弁当の宅配事業を営む者であり、本件事故による休業補償相当額は、心身に加えられた「損害に基づいて……業務に従事することができなかつたことによる……収益の補償として受けるもの」（同号かっこ書）に該当する。

ウ ④慰謝料相当額の15万円部分

慰謝料については「心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料」（同号）に該当する。

エ ②バイクの修理費10万円部分

バイクの修理費用は、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」（同②）に該当する。

もっとも、Aのバイクは、Aが営む弁当宅配事業に用いられるものであり、その修理費は事業所得の計算上必要経費に算入されるものである。そのため、かかる修理費用は「損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額」に該当し、この金額については「政令で定めるもの」（所税9 I ⑯）に当たらないこととなる。

オ ⑤その他の55万円部分

この部分については、「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」（所税令30③）に該当するのであれば、非課税所得となる。も

っとも、55 万円という金額は、実損害額である 45 万円以上もの金額であるから、「相当の」見舞金とはいえないのではないかが問題となる。

この点について、大阪地判昭 54.5.31 は、以下のように判示する。

「同法施行令 30 条が損害賠償金、見舞金及びこれに類するものを非課税としたわけは、これらの金員が受領者の心身、財産に受けた損害を補填する性格のものであって、原則的には受領者である納税者に利益をもたらさないからである。」

そうすると、ここにいう損害賠償金、見舞金及びこれに類するものは、損害を生ぜさせる原因行為が不法行為の成立に必要な故意過失の要件を厳密に充すものである必要はないが、納税者に損害が現実に生じ、または生じることが確実に見込まれ、かつその補填のために支払われるものに限られると解するのが相当である。

そうすると、当事者間で損害賠償のためと明確に合意されて支払われた場合であっても、損害が客観的になければその支払金は非課税にならないし、また、損害が客観的にあっても非課税になる支払金の範囲は当事者が合意して支払った金額の全額ではなく、客観的に発生し、または発生が見込まれる損害の限度に限られるとしなければならない。」

同地判は、損害の補填的性格ゆえに利益をもたらさないことを理由に、損害賠償金等を非課税としたと判示した上で、客観的に発生した損害等の限度に限られるとしている。

そもそも、所得税法は包括的所得概念を採用しており、純資産の増加を所得と構成すると考えられている。そして、損害賠償金が非課税所得とされるのは、これが損害を回復するものにすぎず、純資産の増加をもたらすものではないからである。

そうであれば、その名目が損害賠償金であったとしても、これが純資産の増加をもたらすものであれば、非課税所得とする趣旨は妥当しないことになる。そのため、「相当の見舞金」といえるには、現実に被った損害を填補するような性質のものでなければならないと解される。

ところが、本件においては、現実に被った損害については上記①ないし④の合計 45 万円で補填されており、⑤残りの 55 万円部分は現実に被った損害を補填する性質のものであるとはいえない。

したがって、⑤部分は「相当の見舞金」には該当せず、所得税法施行令 30 条 3 号の要件を満たさない。

力 結論

以上から、A に交付された 100 万円のうち、「政令で定めるもの」(所税 9 I ⑯) に該当するのは、同法施行令の要件を満たす上記①③④の合計額である 35 万円部分であり、同額に限り非課税所得となる。

これに対し、その余の②及び⑤の合計額 65 万円部分は、非課税所得には当たらず、「収入すべき金額」(所税 36 I) として所得税が課税されることになる。

2 設問 2

B社は、Xに対する400万円の損害賠償請求権の全額について貸倒損失として経理処理をしているが、債務者Xには30万円の本件定期預金という財産が存在する。そのため、Xに対する損害賠償請求権の全額が貸倒れとなっているのかについての判断を債務者側の事情しか考慮しないで行うのであれば、30万円の回収可能性がある以上、上記400万円全額を貸倒損失（法税22Ⅲ③）として損金算入することができないことになる。

他方で、B社が本件定期預金から債権回収をするための費用として40万円が必要となるものと見込まれており、経済的合理性を考えれば債権回収を断念することもやむを得ない状況にあったといえる。このような債権者側の事情まで考慮して現実に貸倒れとなっているかを判断することができるのであれば、上記400万円全額を貸倒損失として損金算入することが認められる可能性がある。

そこで、貸倒れとなっているかについて、債権者側の事情まで考慮して判断することができるかが問題となる。

(1) 最判平16.12.24〔興銀事件〕【百選58】

興銀事件最高裁判決は、「金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう『当該事業年度の損失の額』として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」と判示する。

ア 全額の回収不能

まず、本判決は、貸倒損失を損金算入するには、当該金銭債権の全額が回収不能であることが必要であるとしている。これは、法人税法33条1項が、実現主義の見地から金銭債権の評価損の損金不算入を規定しているため、債権全額が回収不能であることを要するとするものである。

また、本判決は、債権全額が回収不能であることは、客観的に明らかでなければならないとも判示する。金銭債権が回収不能であることが単に見込まれるに過ぎない場面においては、貸倒引当金として個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額について損金算入が認められ得る（法税52Ⅰ）。これに対して、債権の全額を損金算入するのであれば、単に回収不能が見込まれる程度では足りないというべきであるから、客観的明白性が要求されることになる。

*なお、平成23年改正により、貸倒引当金を設定できる法人に限定が加えられたため、現時点においても当該金銭債権の全額が回収不能であることを要するかについては、検討を要するところではある。

イ 債権者側の事情の考慮の可否

本判決は、債権全額が回収不能であることが客観的に明らかといえるかの判断においては、債務者側の事情のみならず、債権者側の事情をも考慮している。このように債権者側の事情まで考慮するのは、金銭債権が、債権者と債務者との具体的な関係及び両者の置かれた経済的環境のもとにおいて実現さ

れるものであることから、債権者側の事情や経済的環境等を全く考慮せずに全額が回収不能かどうかの判断をすることはできないからである。

本判決が挙げている考慮要素としては、まず、債務者側の事情として、債務者の資産状況、支払能力等を挙げている。

また、債権者側の事情としては、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつきなどによる経営的損失等が挙げられている。

これらの考慮要素をもとに、全額が回収不能であることが客観的に明らかといえるかを社会通念に従い総合的に判断していくべきとされている。

なお、債権者側の事情まで考慮するとはいっても、回収不能であるかどうかは債務者の支払能力に大きく依存するものである以上は、債務者側の事情が上記判断において大きな比重を占めることにはなる。

(2) 当てはめ

ア 興銀事件最判において考慮された事情

興銀事件最判においては、経営破綻した住宅金融専門会社（JHL）の設立母体である銀行（興銀）が閣議決定等で示された処理計画に沿って同社に対する貸付債権を全額放棄した場合において、当該貸付債権について貸倒損失を損金算入することができるかが争われ、当該貸付債権全額の回収が不能であることが客観的に明らかといえるかが問題とされている。

興銀事件最判において考慮された主な事実等は以下のとおりである。

事実	評価
<ul style="list-style-type: none"> ● JHLからの回収見込額は約1兆2000億円 ● 興銀のJHLに対する貸付債権額は約3760億円 ● 他の金融機関のJHLに対する債権総額は約1兆9000億円 	<p>興銀の貸付債権が、他の金融機関の債権に劣後する扱いを受けるとすれば、本件債権の全額を回収不可</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 興銀はJHLの責任母体としてJHLの経営にも深く関与 ● 興銀がJHLの再建計画に責任をもって対応する旨明確にし、これにより他の金融機関も金利減免等を内容とする再建計画に応じたが、再建を図ることができなかった ● 再建計画においては、興銀の貸付債権が他の金融機関の債権に劣後するものとされていた ● 興銀が貸付債権を他の金融機関の債権に劣後する扱いとすることを公にした ● 他の金融機関が、母体行である興銀の完全母体行責任を主張 	<ul style="list-style-type: none"> ● 興銀は、再建を達成できなかったことについて信義則上の責任を追及されかねない立場にあった ● 興銀は、せいぜい貸付債権を放棄する限度で損失を負担する旨を主張してそれ以上の責任を回避することしかできない情勢にあった ● 社会的批判や他の金融機関の反発に伴う経営的損失を覚悟してまで、改めて債権額に応じた損失の平等負担を主張することができたとは、社会通念上想定し難い

これらの事情のもと、興銀が貸付債権について債権額に応じた損失の平等負担を主張することは社会通念上不可能となっており、当時のJHLの資産の状況からすると貸付債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかとなっていたと判断されている。

イ 本件における当てはめ

① 債務者側の事情

債務者Xの資産としては、30万円の本件定期預金があるのみであり、しかもXは甲社を懲戒解雇されたためにほぼ無収入であり、Xの経済状況が好転する兆しもない。そのため、Xの支払能力は、本件定期預金の30万円があるのみであると考えられる。

なお、XがAに対して支払った100万円について、過大な部分（55万円部分）について詐害行為取消権の行使により取り戻すことができる可能性は一応あるように思われる。

② 債権者側の事情

Xは、従前からB社への支払を拒んでおり、勝訴判決を得ても任意の履行を期待できないことから、債権者のB社としては、Xに対して損害賠償請求訴訟を提起した上で強制執行まで行う必要が高い状況にある。そのため、法的手続を用いて本件定期預金から債権回収を図ろうとする場合には、弁護士費用として40万円程度が見込まれる。

そうだとすれば、本件定期預金から債権回収を図ろうとする場合には、債権回収見込額と取立費用とを比較衡量すれば、費用倒れとなってしまい、経済的合理性が全くないことになる。そのため、赤字を覚悟してまで法的手続を講じて債権を回収することは、社会通念上想定できないといえるであろう。

したがって、取立費用とXの資産状況から見た債権回収可能額とを考慮すれば、Xから債権回収を図ることは社会通念上不可能となっており、400万円の全額が回収不能であることが客観的に明らかになっていたといえる。なお、上記のとおり、Aに対して詐害行為取消訴訟を提起することも考えられるが、これにも弁護士費用等を要するものであるし、そもそも詐害行為に該当することが明確とまでもいえないから、上記の結論は左右されないであろう。

以上より、B社は、法人税法22条3項3号に基づき400万円の全額を損金に算入することができる。

第2 関連判例

- ・大阪地判昭54.5.31
- ・最判平16.12.24【興銀事件】【百選58】

出題趣旨

[第 1 問]

本問は、Xが起こした交通事故（本件事故）により被害を受けたA及びB社をめぐる課税関係を問うものであり、具体的には、AがXから損害賠償金として受け取った100万円について、Aが所得税を課税される範囲（設問1.）と、B社がXに対して有する400万円の損害賠償請求権について、これを貸倒損失として経理処理した場合に、B社の法人税の計算上、その全額を損金の額に算入することの可否（設問2.）をそれぞれ問うものである。

設問1.においては、まず、所得税法第9条第1項第17号が一定の損害賠償金を非課税所得として定めていることを指摘した上で、Aが損害賠償金として受け取った100万円の内訳ごとに、同号を受けて非課税所得とされる損害賠償金を具体的に定める同法施行令第30条への当てはめ等を行なう必要がある。

すなわち、通院治療費の補填としての10万円、慰謝料としての15万円、通院に伴う休業補償としての10万円については、心身の損害に対する賠償金について定める同条第1号の適用が、また、バイク修理費用の補填としての10万円については、資産の損害に対する賠償金について定める同条第2号の適用が、それぞれ問題となるが、Aが弁当の宅配に用いているバイクの修理費用はAの事業所得に係る必要経費に当たるから、これを補填するための金額は、同条柱書きにおいて非課税所得の範囲から除外されていることに注意が必要である。

また、Aが損害賠償金として受け取った100万円のうち、その余の55万円については、安易に所得税法施行令第30条第3号の「相当の見舞金」に当たると結論づけるのではなく、所得税法が一定の損害賠償金を非課税所得として定めている趣旨に遡り、そもそも非課税所得とされる損害賠償金とはいかなるものであるかを明らかにした上で、非課税所得該当性について説明することが期待されている。

この点に関しては、当事者間で損害賠償のためと明確に合意されて支払われたものであってもそのことをもって直ちに非課税所得となるわけではないとしたいわゆるマンション建設承諾料事件判決（大阪地裁昭和54年5月31日判決・判例時報945号86ページ）の判示が参考となろう。

本設問においては、非課税所得該当性について条文の正確な理解と当てはめが求められることは言うまでもないが、それにとどまらず、問題文に明記したとおり、「所得税法における所得の概念を踏まえつつ」Aが所得税を課税される範囲を説明することが求められているから、同法が包括的所得概念を採用していることや、一定の範囲の損害賠償金は、損害の回復、補填の性質をもち、純資産の増加をもたらさないことを意識した解答が求められる。

設問2.においては、B社が有する400万円の損害賠償請求権について貸倒損失として経理処理した場合に、その全額を法人税法第22条第3項第3号の「損失」として損金の額に算入することができるか否かについて、金銭債権の貸倒損失の損金算入についての一般論を判示したいいわゆる興銀事件最高裁判決（最

高裁平成16年12月24日第二小法廷判決・民集58巻9号2637ページ)を念頭においた解答が期待されている。

同判決は、金銭債権の貸倒損失を同号の「損失」として損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であること(全部貸倒れ)が客観的に明らかであることが必要であるとした上で、全部貸倒れが客観的に明らかであるか否かの判断に当たっては、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつきなどによる経営的損失等の債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきである旨判示している。

したがって、本設問においても、問題文に示された事案から、債務者であるX側の事情のみならず、債権者であるB社側の事情をも適切に拾い上げた上で、Xに対する400万円の損害賠償請求権の全部貸倒れが客観的に明らかであるか否かを論じる必要がある。

模範答案

1 設問1（本設問において条文番号のみは所得税法をいう。）

AがXから受領した100万円全額が9条1項18号の政令で定める「損害賠償金」に該当するのであれば、その全額が非課税所得となり、所得税が課されないことになる。所得税法が課税期間内における純資産ないし経済力の一切の増加を所得として課税すべきとする包括的所得概念を採用しているところ、損害賠償金については被った損害を回復させるものにすぎず、純資産の増加をもたらすものではないからである。

本件事故によりAには①治療費10万円、②バイクの修理費用10万円の財産的損害が生じたほか、③休業補償相当額として10万円、④Aの精神的苦痛に対する慰謝料相当額として15万円が含まれているとみることができる。そのため、上記の100万円は、上記①ないし④と、⑤その余の55万円に分類することができる。

(1) このうち、①及び④については、本件事故によりAが怪我をしたことにより生じた財産的・精神的損害の賠償であるから、「心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金」（所得税法施行令30条1号）に該当する。

また、③についても、「その損害に基因して……業務に従事することができなかつたことによる……収益の補償として受けるもの」（同かっこ書）に当たるから、やはり1号に該当すべきものである。

したがって、①、③、④の損害賠償金は、同30条1号の要件を満たす。

(2)ア 次に、宅配用バイクの修理費用に係る②部分は、「資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」（同2号）に該当する。

2

イ また、本件事故は、飲酒運転によりハンドル操作を誤ったXによる事故であり、「不法行為」（同2号）に該当するものである。

ウ さらに、バイクの修理費用は「業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わるべき性質を有するもの」（同94条1項）にも当たらないから、「第94条……の規定に該当するもの」（同30条2号かっこ書）にも該当しない。

エ もっとも、このバイクはAが営む弁当宅配事業に用いられる事業用の資産であり、その修理費用は必要経費（37条1項）に算入されるものであるから、②の金額は「必要経費に算入される金額を補填するための金額」（所得税法施行令30条柱書かっこ書）に当たる。そのため、②部分については、同各号の要件を満たさない。

(3) さらに、⑤については、同3号により非課税所得となる可能性がある。もっとも、実損害と認められる45万円をも上回る金額の⑤が、「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」に該当するのかは問題である。

ア そもそも、9条1項18号が損害賠償金を非課税所得としたのは、損害を回復するのみであって資産の増加をもたらさないからである。そうだとすれば、「相当の見舞金」といえるのも、損害の回復という性質を有するものをいうと解すべきである。

イ 本件では、上記のとおり実損害額については前記合計45万円部分により填補されるのであって、その金額自体をも上回るその余の55万円部分は、損害の回復という性質を有するものであるとは認められない。

- 3 ウ したがって、⑤は「相当の見舞金」に該当せず、所得税法施行令30条各号の要件を満たさない。
- (4) 以上より、上記①、③及び④の合計35万円部分については、9条1項18号の「損害賠償金……で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基いて取得するものその他の政令で定めるもの」に該当し、非課税となる。
- 他方で、その余の65万円部分については、「政令で定めるもの」に該当せず非課税とはならないから、「収入すべき金額」(36条1項)に該当するものとして所得税が課税される。
- 2 設問2(本設問において条文番号のみは法人税法をいう。)
- B社が、Xに対する400万円の損害賠償請求権の全額を損金の額に算入するためには、貸倒損失として経理処理した400万円が「当該事業年度の損失の額」(22条3項3号)に該当することを要する。もっとも、Xは本件定期預金を保有しており、一部を回収することは法律上可能であるから、全額を損金算入することは認められないのではないか。
- (1) 興銀事件最高裁判決は、金銭債権の貸倒損失を「当該事業年度の損失の額」(22条3項3号)として損金の額に算入するには、当該金銭債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかであることを要するとする。そして、回収不能が客観的に明らかかどうかは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権額と取立費用との比較考量、債権回収に必要な労力等の債権者側の事情も考慮して社会通念に従い総合的に判断すべきとする。このように、債務者

- 4 側の事情のみならず、債権者側の事情まで考慮するのは、金銭債権が債権者と債務者との具体的な関係及び両者が置かれた経済的環境のもとにおいて実現されるものだからである。
- (2) 本件では、Xは無収入であり、唯一の財産として30万円の本件定期預金のみある状況である。そうだとすれば、Xには30万円分の支払能力は存在する。
- もっとも、Xは、トラックの修理費用の賠償を言を左右にして拒んでおり、勝訴判決を得てもXが任意の支払に応じる見込みがない状況であった。そのため、Xに対する訴訟を提起しても強制執行手続を探る必要があり、訴訟及び強制執行手続に要する弁護士費用として40万円を要することが見込まれている。そうだとすれば、法的手続により本件定期預金から債権回収をする場合には、40万円を支払うにもかかわらずこれに満たない30万円しか回収できることになり、費用倒れとなってしまう状況にあったといえる。このような状況においてまで法的手続を経て債権回収をすることは社会通念に照らしても不合理であり、B社がXからの債権回収を断念することもやむを得ない客観的状況にあったといえる。
- このようなB社側の事情まで考慮すれば、B社のXに対する損害賠償請求権の全額が回収不能であることが客観的に明らかであるといえる。
- (3) したがって、400万円の損害賠償請求権の全額を「当該事業年度の損失の額」として損金の額に算入することができる。

以上